

もしバナゲーム貸出規約

第1条（目的）

本規約は、茅ヶ崎市及び寒川町（以下「市町」という。）のACPの普及啓発を促進させ、住民ひとりひとりが、自分自身の望む医療やケアについて、健康状態のよい時期から信頼できる人々と繰り返し話し合い、共有し、自分の意思決定を支援することができるよう、話し合うきっかけづくりを目的として、医療や介護に携わる専門職等に対し「もしバナゲーム」を貸し出すにあたり、適切かつ安全な利用を確保するために必要な事項を定めるものとする。

第2条（貸出対象）

1. 次の医療機関や介護事業所に勤務する者。

- (1) 医療機関（病院・一般診療所）
- (2) 歯科診療所
- (3) 薬局
- (4) 地域包括支援センター
- (5) 訪問看護ステーション
- (6) 居宅介護支援事業所
- (7) 老人福祉・保健施設
- (8) リハビリ事業所
- (9) 行政機関

2. 次に該当する医療介護専門職種

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 看護師
- (5) 保健師
- (6) 助産師
- (7) 歯科衛生士
- (8) ケアマネジャー
- (9) 社会福祉士
- (10) 介護福祉士
- (11) 管理栄養士・栄養士
- (12) 理学療法士
- (13) 作業療法士
- (14) 言語聴覚士

- (15) 精神保健福祉士
- (16) 相談支援専門員
- (17) 強度行動障害支援者
- (18) サービス管理責任者
- (19) 行動援護従事者

3. その他、市長及び町長が認める者。

第3条（貸出の手順）

1. もしバナゲームの貸出を希望する者は、利用希望日に貸出が可能か事前に茅ヶ崎市（以下「市」という。）高齢福祉課に電話にて確認をする。
2. もしバナゲームの貸出を申し込む者は、所属機関名、氏名、連絡先等、必要事項を記入した申込書（又はWeb フォーム）により市へ申し込むものとする。
3. 市は、申込内容を確認したうえで、貸出の可否を決定する。
4. 貸出を受ける際は、利用者本人確認を行う場合がある。
5. もしバナゲームのセット内容に不足や破損がないか、貸出時に利用者と市が共同で確認し、茅ヶ崎市高齢福祉課の窓口で貸出を行う。

第4条（貸出期間）

1. 貸出期間は利用日の5日前から利用8日後までの原則14日以内とする。
2. 延長を希望する場合は、返却期限までに市へ連絡し、市が認めた場合に限り延長できる。

第5条（貸出点数）

1. 一団体（または1人）につき同時に10組までとする。

第6条（使用目的）

1. もしバナゲームを行う対象者が、茅ヶ崎市・寒川町の在住・在学・在勤者であること。
2. もしバナゲームは、ACP および人生の最終段階に関する価値観の対話促進を目的として使用するものとし、営利目的の利用を禁止する。
3. イベント等での利用を希望する場合は、市に事前に相談すること。
4. 想定される活用場面の例は次のとおり
 - (1) 医療介護専門職が、自ら行う研修会（内部外部を問わない）や職場内において使用する場合
 - (2) 医療介護専門職が、自らのサービス提供者やその家族に使用する場合
 - (3) その他、使用することに意義が見込まれる人（老人クラブやボランティア団体等の地域団体を含む）に、医療介護専門職が責任を持って関わる場合（専門職等が申請から返却までを行う）

第7条（利用上の注意）

- もしバナゲームは、死生観や終末期医療など心理的に負担のかかる内容を含むため、参加者への十分な配慮を行うこと。
- もしバナゲームの実施により不利益または心理的負担が生じた場合であっても、市町は責任を負わないこと。
- もしバナゲームの進行にサポートが必要な場合であっても、市町では対応を行わないこと。

第8条（禁止事項）

利用者は次の行為を行ってはならない。

- もしバナゲームの複製、撮影、スキャン等の行為
- もしバナゲームの内容を改変しての利用
- 営利イベント・営業活動への利用
- 法令または公序良俗に反する利用
- メーカーの知的財産権を侵害する行為
- その他、市長及び町長が不適切と認める行為

第9条（管理責任）

- 利用者は、善良な管理者の注意をもって本もしバナゲームを取り扱うものとする。
- 適切な保管・衛生管理（紛失防止、破損防止、消毒等）に努めること。

第10条（破損・紛失）

- 本もしバナゲームの一部または全部を破損、汚損、紛失した場合は、速やかに市へ連絡すること。
- 故意または重大な過失による破損・紛失については、利用者がその責任を負う。

第11条（返却）

- 貸出期間内に、市高齢福祉課窓口に返却すること。
- 返却時には、貸出時と同じセット内容が揃っているか確認すること。
- 返却時には速やかに利用報告書（又はWebフォーム）を提出すること。

第12条（個人情報の取り扱い）

もしバナゲームの利用に際して市町が取得した個人情報は、貸出管理の目的以外には使用しない。

第13条（免責）

- もしバナゲームの利用により生じたトラブル、心理的負担、対人関係の不調等について、市町は責任を負わない。
- もしバナゲームの利用中に発生した事故や損害についても、市町の故意又は重大な過失がある場合を除き、市町は責任を負わない。

第14条（規約の変更）

市町は、必要に応じて本規約を変更することができる。

附則

本規約は、令和7年12月12日から施行する。